

申込書を書く前に必ず読んでください。

錦江町定住促進住宅 入居希望者の募集案内
-------------------------

1 申込み受付

期 間 随時  
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

場 所 垂水市役所 土木課 （新館3階）

〈問い合わせ先〉

垂水市役所 土木課 管理用地係  
電話 0994-32-1386（直通）

2 募集する住宅（RC5階建）

団地名 錦江町定住促進住宅 住所 垂水市錦江町1番地215

間 取 等	家 賃	共益費	駐車場（1台）
和室6畳×2 和室4.5畳 DK	31,100円（1,2階）	2,750円	1,000円
	30,800円（3,4階）		
	30,400円（5階）		

3 申込資格

入居申し込みをされる方は次の全ての条件を備えていなければなりません。

- (1) 現に、住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 独立の生計を営み、家賃・敷金を支払う能力を有する者
- (3) 市税を滞納していないこと。（現年度、過年度分を含む。）
- (4) 前年又は現在の収入額の12分の1が、（家賃＋共益費）の3倍を超えること。
- (5) （家賃＋共益費）の3倍以上の収入がある連帯保証人を2名たてられる方
- (6) 本人及び同居者が、暴力団員でないこと。
- (7) 振興会へ加入していただきます。（定住錦江町振興会規則により）

4 入居までの大きな流れ

申込（入居者）→審査（市）→入居決定通知（市）→誓約書提出、敷金納入（入居者）  
→審査（市）→入居可能通知（市）→入居、振興会加入

- 5 申込方法及び必要な書類（書類が足りない場合は受け付けられません。）
- (1) 定住促進住宅申込書
  - (2) 所得額証明書（1～6月初旬 源泉徴収票及びその他の書類）  
市町村役場発行の今年度の所得額証明書  
※ 今年度の所得証明書は、1～6月初旬は発行されませんので、  
給与所得者は、前年分の源泉徴収票が必要です。  
その他の収入者は、収入がわかる書類（申告証明等）が必要です。
  - (3) 納税証明書  
所得額証明提出者全員分の前年度分の納税証明書
  - (4) 住民票謄本  
入居予定者全員が記入されているもの
- ※ ご家族の状況によっては、上記以外の書類を添付していただくことがあります。

6 収入基準

- 1、2階（家賃 31,100 円＋共益費 2,750 円）× 3 = 101,550 円  
101,550 円×12 か月 = 1,218,600 円以上の収入のある方
- 3、4階（家賃 30,800 円＋共益費 2,750 円）× 3 = 100,650 円  
100,650 円×12 か月 = 1,207,800 円以上の収入のある方
- 5階（家賃 30,400 円＋共益費 2,750 円）× 3 = 99,450 円  
99,450 円×12 か月 = 1,193,400 円以上の収入のある方

7 入居予定者の決定

「入居申込書」により審査し、入居予定者を決定します。  
入居予定者へは、「入居決定通知書」を送付いたします。  
「入居決定通知書」を受理されましたら、「誓約書」等の手続きをします。  
期間内に誓約書の提出等ができない場合は、手続き期間延長申請を提出していただきますので速やかに申し出てください。

8 誓約書の提出及び敷金の納入

「入居決定通知書」を受理されましたら、敷金（3か月分）の納入、連帯保証人（2名）の連署する誓約書2通を提出していただきます。

誓約書の添付書類

- ① 入居申込者の印鑑登録証明書
- ② 連帯保証人の印鑑登録証明書と所得額証明書
- ③ 敷金3か月分の支払い領収書

誓約書の審査及び敷金の納入を確認し、「入居可能通知」を通知しますので、期間内に入居していただきます。

## 9 入居

「入居可能通知」を受理されましたら、入居できます。  
期間内に入居できない場合は、入居延長申請を提出していただきます。  
誓約書1通は入居者控えとして返却致しますので、大切に保管されてください。

## 10 その他注意事項

ア 入居申込書に偽りの記載をされますと受付を取消すことがあります。

イ 団地内では、犬・猫等の動物類の飼育はできません。

ウ 駐車場については、1世帯2台までです。

(駐車場利用を希望される方は、入居決定後に駐車場利用許可申請書を提出してください。)

エ 家賃等の支払いは口座振替とします。

入居が決まった場合は、口座振替申請書を提出していただきます。

口座振替申請書は、垂水市内の金融機関でも提出できます。

### ■口座振替申請書に必要なもの

① 通帳

② 銀行お届け印

(口座振替は翌月以降となりますので、当月分は日割り計算後納付書払いとなります。)

オ 修繕費用の負担については、入居者の<sup>かし</sup>瑕疵による場合は入居者負担となります。

(入居後に部屋の確認をお願いします。)

カ 退去時は、畳の表替え及びふすまの張替えを入居者の負担で行っていただきます。

キ 入居申込書の有効期間は6か月としますので、それ以降は再度申込みが必要です。

ク 電気は、30アンペア・100ボルトが上限です。

ケ 入居できる世帯は1世帯のみです。世帯分離はできません。